

「テレワークを活用した効率的で多様な働き方の実現に向けて」提言の概要

平成28年5月 自由民主党 テレワーク推進特命委員会

- 安倍政権における重点施策として、「一億総活躍社会の実現」や「女性の活躍推進」、「地方創生」が掲げられ、集中的な検討と施策の重点化が行われている。
- 近年、企業におけるワークスタイル変革についての認識が高まり、ICT系や外資系、ベンチャー企業に加え、製造業や金融、サービス業等のユーザ企業、中央省庁においてもテレワークを導入する例が徐々に増えてきているが、全体ではテレワーク導入企業は11.5% (平成26年末)にとどまっている。
- 本特命委員会においては、テレワークを従来通り柔軟な働き方を実現して働き手へのメリットあるものと位置付ける一方、さらなる普及を進めるため、**企業における生産性向上のメリットに注目した。**
- 本提言の検討にあたり、**①雇用型の大企業や官庁におけるテレワーク**と、**②地方におけるテレワーク**の双方を推進することが、その波及効果を最大化できるものとして、これら2分野を中心に深掘りを行うとともに、**③企業におけるBPR (Business Process Reengineering) の推進**とテレワークについても議論を行った。

テレワークの定義

テレワークとは、ICTを活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方を指し、性別や年齢、障害の有無、都市部か地方かなどにかかわらず、様々な方の多様な生活スタイルに応じた働き方を可能にするものである。

第一段階としては、テレワーク利用の裾野を広げる段階が考えられ、まずは環境を整備することが重要となる。**第二段階としては、企業がBPRを進める中でテレワークを実施する段階**が考えられ、ここでは特定の業務が切り出されるのではなく、業務の大部分がテレワークで実施可能な状態となる。

テレワークの効果と可能性

- ①働く人のメリット…ワーク・ライフ・バランスの実現／育児・介護中の仕事の継続／早期職場復帰支援／女性の社会進出／男性の育児参加／高齢者の能力や経験を活かした活躍／障害者の状態に応じた就業／I/Uターン後の雇用継続／地方での雇用創出
- ②企業のメリット…ダイバーシティ経営／求職者への訴求力向上／優秀な人材の確保／育児・介護等による離職の防止／外出先での顧客対応力の強化／BPRに伴う生産性の向上／自然災害等の緊急時における事業の継続性の確保／交通費やオフィス経費などのコスト削減
- ③社会的なメリット…少子高齢社会における労働力の確保／都市部から地方への人の流れ創出／日本版CCRC／地方の雇用創出による人材流出防止などの地域の活性化

普及・活用についての現状の課題

- ① 意識改革 …組織トップの理解／管理者自らによるテレワークの実施／テレワークが可能ならすべての人を対象としたテレワークの実施／経済界や労働界の機運醸成／働き方改革の国民運動化／生産性向上等のメリットの周知／働く人の自己管理やキャリア意識等の向上
- ② 人事労務管理…テレワークを前提とした適正な労働時間管理／マネジメント・評価方法／育児休業からのスムーズな職場復帰のための環境整備／子育て中の労働者のための環境整備／対面でのコミュニケーションの重要性
- ③ 環境整備 …テレワークを導入する企業へのノウハウの提供・環境整備への経済的支援／情報セキュリティ確保に関する支援、情報通信基盤の整備促進／クラウド技術の活用／地方と企業のマッチングの仕組み／地方移動に対する企業支援

テレワークの普及・活用に向けた政策的優先事項

○ 大企業におけるテレワーク普及促進

(トップのイニシアティブによるテレワークの推進/管理者自らによるテレワークの実施/育児・介護従事者に限らず、テレワークが可能なすべての人を対象とした推進/適正な労務管理・ガイドラインの見直し/セキュリティ確保方策の周知/求職者等への訴求のため関連する表彰等の連携の検討/テレワークの推進を国民運動化)

○ 地方におけるテレワーク普及促進

(自治体でのテレワークの普及を推進/一次産業など、導入による経済効果が高いと見込まれる分野へのテレワークの導入/クラウド活用による地方や中小企業におけるテレワークの導入・普及/ふるさとテレワークの全国展開/日本版C C R C/地方版ハローワークにおけるテレワークの活用)

○ BPRの実施によるテレワークの推進

(B P Rの先行事例周知/テレワークの導入を前提とした、柔軟な働き方のマネジメント・評価/働き方改革による時間当たりの生産性の向上)

○ その他

(各府省大臣のトップダウンによる国家公務員テレワークの推進/自民党本部内の会議資料配付の電子化に向けた検討/各府省の役割の明確化)

課題を越えてテレワークを推進するための施策

- **テレワークの普及・啓発** (新たな評価指標 (K P I) 策定・共通の指標によるテレワークの全国的な実態の把握/国・地方公共団体・企業の目標の設定/テレワーク月間やテレワークウィーク等におけるイベント等の官民連携/表彰やテレワーク先駆者百選等の一覧的な周知方法の検討/企業の経営層等への普及・啓発/各府省におけるテレワークの普及と民間や地方公共団体への波及)
- **企業等のテレワーク導入の支援** (労務管理や情報通信技術等に関するセミナーの開催・専門家派遣/テレワークの普及を担う人材の育成/助成金の拡充や生産性向上につながる税制上の優遇措置/労働時間等設定改善指針の改正等)
- **育児を行う人や障害者等のテレワーク活用に向けた支援** (テレワークによる雇用が可能な企業とのマッチングの促進/スムーズな職場復帰を進めるための在宅勤務を実施可能なガイドラインの整備や育児休業明けのテレワークの活用推進/子育て中の労働者のための深夜労働に関する規制の見直し検討/障害者の在宅就業に係る好事例の収集・普及)
- **地方におけるテレワークの導入支援** (地方や中小企業におけるクラウドの活用によるテレワークの導入の先行事例の公表/自治体のテレワーク導入に向けた官民連携によるワンストップ窓口の整備や助成の仕組みの検討/ふるさとテレワークの本格展開/テレワーク展開拠点の実証/地方活性化に資するテレワークセンター整備/地方版ハローワークにおけるテレワークの活用)
- **BPRの実施によるテレワークの推進** (先行事例の周知)
- **自営型テレワークへの支援** (起業意欲のある女性や若者の支援)

※1 国や地方公共団体、企業における共通の目標を掲げた上で、さらに取組を加速する方策が必要な場合に「テレワーク推進法 (仮称)」の策定を検討。

※2 テレワークの推進にあたっては、労働者・企業の双方にメリットのある良質なテレワークの普及・活用を図ることが重要。

おわりに

- 労働者、企業、社会のすべてがメリットを享受できる良質なテレワークを推進していくことが必要であり、平成29年度の概算要求に盛り込むものなどから、速やかに対応していくことが重要。